

## 4年生 社会編

○には漢字、□にはカタカナの文字を入れて、完成させましょう。

※この問題は、単語を覚えているだけでなく、自分で問題解決を説明するための文章を書けるようにしていくことが最終目標です。しっかりと頭に入れておきましょう。

水道水のふるさとについて考えていきましょう。

森林は、緑のダムといわれています。

森林から流れ水がたくわえられ、川から浄水場へ行き、きれいな水へ変わっていきます。

使った水についても考えていきましょう。

よごれた水は下水処理場できれいにして、川や海に流します。

処理された水の一部は、再生処理施設で再生水となります。

ごみのゆくえについて考えていきましょう。

家庭からごみを出すときは、分別をしましょう。

かんやびんなど、原料として使えるものはリサイクルしましょう。

ごみを燃やすときにでる熱は、どのようなものに利用されているでしょうか。

⇒温水プールや暖房、発電に利用されている。

ごみを減らすために、リから始まる3つの言葉があります。なんでしょう。

また、それぞれの意味もあわせて答えましょう。

- ・ リデュース ……意味 ごみになるものを持ち込まず、ごみそのものを減らす。
- ・ リユース ……意味 繰り返し使う。
- ・ リサイクル ……意味 別のものに作りかえる。

## 5年生 社会編

★水産業について考えていきましょう。【○は漢字、□はカタカナが入ります】

※図や表を頭に入れておきましょう。年代別に、どのように何が変わったのか、そしてそれはなぜなのか、理科のように、原因と結果を知ることが重要です。

三陸海岸のおきから千葉県銚子市の沖にかけて、**寒流の親潮（千島海流）**と、**暖流の黒潮（日本海流）**が出合う**潮目**ができます。

また、東シナ海などには、**大陸棚**が広がっています。

これらの地域は魚のえさとなる**プランクトン**が多いため、よい漁場となっています。

★漁業の種類について考えていきましょう。

主に4つあります。その名前と漁業の内容について簡単に答えましょう。

また、年代の変化を見た時の特徴も書いてみましょう。

・**沖合漁業**・・・内容 やや大きな船で、数日間かけて、沿岸から200kmくらいまでの海で魚をとる。

・**遠洋漁業**・・・内容 大きな船を使い、数カ月～1年くらいかけて、日本から遠く離れた海で魚をとる。

・**沿岸漁業**・・・内容 小型船で、海岸やその近くでさまざまな魚を取る。多くは日帰りで行われる。

・**養殖漁業**・・・内容 魚・貝・海藻などを、人の力で育てて増やす。

### 【特徴】

沖合漁業は、1980年後半から漁獲量が落ち込んでくる。

遠洋漁業は、1970年から減少し、今では最小の漁獲量となっている。

沿岸漁業も、50年ほどで、200万トンから100万トンまで減少した。

養殖漁業は、この50年で100万トン近く漁獲量が増えた。

★養殖漁業と栽培漁業の違いを書きましょう。

養殖漁業は、稚魚をとるのに対し、栽培漁業は稚魚を育てる。

養殖漁業は、稚魚を囲いの中で育てるのに対し、栽培漁業は稚魚を川や海に放流する。

2015年に、産業・社会・環境などの面で持続可能な開発目標が決められました。

この目標はアルファベット4文字であらわされていますが、なんでしょう。

⇒SDGs（エスディーゼズ）

## 6年生 社会編

※6年生は、これは常識ですね。タイ日本帝国憲法との違いや、憲法に携わった人々、選挙や三権分立等、自分で覚えていることをスラスラと沢山だせるかが重要なポイントです。

★日本国憲法の公布、施行の日を西暦でそれぞれ答えましょう。

公布⇒1946年11月3日

施行⇒1947年5月3日

★日本国憲法の三大原則を答えましょう。

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義

★民主主義を、「人民の、人民による、人民のための政治」と言い表した19世紀のアメリカ大統領の名前を答えましょう。

リンカーン

★天皇について次の空欄を埋めましょう。

1、日本国憲法第1条では、天皇は日本国と日本国民統合の**象徴**であると定められています。

2、天皇が行う、形式的・儀礼的な仕事をなんといいますか、また、この仕事には内閣の何が必要になりますか。 国事行為、助言と承認

3、天皇の仕事について、正しいものを選びましょう。

ア：国会の氏名にもとづいて、最高裁判所長官を任命します。

イ：内閣の任命に基づいて、内閣総理大臣を指名します。

⑦：衆議院を解散します。

★条文の空欄を埋めましょう。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、**武力**による威嚇または**武力**の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを**放棄**する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の**戦力**は、これを保持しない。

国の**交戦権**は、これを認めない。

★基本的人権について、空欄を埋めましょう。

日本国憲法第11条では、基本的人権は侵すことのできない**永久**の権利である。